大阪府受援・応援計画

平成30年３月

大阪府 危機管理室

本計画は、災害対策基本法その他の災害関係法令、大阪府地域防災計画、大阪府災害等応急対策実施要領などに基づき、大阪府域において災害が発生した場合の応急的な人的・物的応援の受入れについて必要な手順を定めるもので、多方面からの応援に適切に対応し、貴重な応援を効率的に活かすことを目的とする。

また、単独で対応することが困難な災害に関し、本府及び府内市町村の災害応急対応の維持を図るため、本府における大規模災害発生時に、本府や被災市町村に対し、災害発生後から想定される国や都道府県等による応援・派遣のうち、大阪府災害等応急対策実施要領による「初動期」「応急期」「復旧期初期」における受援・応援を対象とするものである。なお、地方自治法に基づく職員派遣については、本計画の対象としない。

　　この計画に定める事項以外は、「大阪府広域的支援部隊受入計画※」「国等による定型化された応援業務」など規定及び既定の枠組みによることとし、該当各部局が主体的に受援業務を実施するとともに、国等の体制見直しに応じて、定期的に検証するものとする。

※大阪府広域的支援部隊受入計画

災害対策基本法、その他の災害関係法令及び大阪府地域防災計画に基づき、府域における大規模災害の発生時に、大阪府が防災関係機関（緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊、海上保安庁災害派遣巡視船艇・航空機・職員）に対し広域的な応援を要請した場合の受け入れについて必要な事項を定める。

**「大阪府受援・応援計画」**

目的：大規模災害が発生した場合の応急的な人的・物的応援に関し必要な事項を定め、応援を効果的に活かす

対象：国等からの応援のうち、災害対策基本法、大阪府地域防災計画、大阪府災害等応急対策実施要領に基づく、応援に関すること

**「大規模災害時における緊急物資配送マニュアル」**

目的：救援物資を円滑に配送するための体制・手順を示す

対象：府から市町村の配送拠点までの配送

**大 阪 府 地 域 防 災 計 画**

**受援・応援に関連する計画など**

**「大阪府広域的支援部隊受入計画」**

目的：防災関係機関に広域的な応援を要請した場合の受け入れについて必要な事項を定める

対象：警察、消防、自衛隊、海上保安庁

**「大阪府災害等応急対策実施要領」**

目的：災害等における応急活動の実施に関すること

対象：自然災害、航空・海上・鉄道等災害、林野火災、危機事象など

**「大規模災害時における救援物資に関する備蓄方針について」**

目的：大規模災害時の救援物資として備蓄すべき品目、量、

役割分担に関する基本方針

受 援 ・ 応 援

目　　　次

Ⅰ　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ⅱ　設置基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ⅲ　組織とその役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

Ⅳ　大阪府に対する人的受援・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

Ⅴ　府内市町村への人的応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

Ⅵ　物的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

Ⅶ　災害ボランティアの受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・1５

Ⅷ　災害等従事車両の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・1６

Ⅸ　様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1６

　　[参考]各フェーズにおける主な業務項目・活動内容・担当窓口一覧・１７

参照資料（ホームページで公表済み）

　・大阪府災害等応急対策実施要領　・大阪府広域的支援部隊受入計画

　・大阪府域救援物資対策協議会 / 大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について

　・大阪府域救援物資対策協議会 / 大規模地震時における救援物資配送マニュアル＜基本方針＞＜運用編＞

　・大阪府災害時におけるボランティア活動支援要綱

　・関西広域連合 / 関西広域応援・受援実施計画

　・日本ＤＭＡＴ活動要領　・防災協定締結先一覧

**Ⅰ　はじめに**

「平成28年熊本地震」においては、被災地以外の地方公共団体や防災関係機関をはじめ、民間機関（企業やボランティア団体等）などにより、様々な応援活動が実施され、災害対応に大きな役割を果たした。

　　大阪府も関西広域連合によるカウンターパート方式により熊本県大津町に対し、府職員、府内市町村職員を短期職員派遣した。

　　一方で、広域的な応援・受援に対する具体的な運用方法や役割分担が確立されていなかったこと、応援の受入れに際して県と市町村の役割分担が明確ではなかったなど、被災側での受援体制の整備が十分でなかったことから、混乱がみられた場面もあった。

　　そのため、中央防災会議熊本ワーキンググループにおいて、「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援の在り方について」報告がなされ、人的・物的応援については、様々な枠組みによる支援が存在し、全体像の把握が難しい現状がある等の認識が示され、被災都道府県は、災害対策本部内に応援・受援本部を設置し、役割を明確化していくことが求められた。

　　また、内閣府においても、平成29年3月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という）がとりまとめられ、都道府県において、応援の受入れ、市町村への応援を想定した体制整備の推進が求められている。

　　本府においても、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害時には、国、地方公共団体、防災関係機関をはじめ多方面からの人的・物的応援を十分に活かしながら、適切に災害対応を行うことが必要となるため、受援体制を整備する必要がある。

**Ⅱ　設置基準**

以下の場合、本府災害対策体制内に「受援・応援班」を設置する。

　　　①「大阪府災害対策本部」が設置された場合においては、自動設置。

　　　②「大阪府防災・危機管理警戒本部」が設置された場合等においては、状況により設置を検討。

**Ⅲ　組織とその役割**

応援都道府県（関西広域連合等）・国・協定締結先等　【応援元】

【大阪府災害対策本部（警戒本部）】

◆関係機関に対する応援の要請及び実施

応援状況とりまとめ・調整

応援要請

連携

本 部 事 務 局

動員班など動員班など広報班

対　策　班

情　報　班

報　道　班

総務・広報班

統　　　括

受援・応援班

各市町村のニーズ・受援状況とりまとめ

・調整

関係機関

リエゾン

庁内調整

応援要請

応援

応援

府　内　の　被　災　市　町　村　【応援先（受援）】

**１　組織**

　　　（１）受援・応援班に班長を置く。

　　　（２）受援・応援班は、班長、物的応援受付・管理担当兼人的応援管理担当（２名）、人的応援受付・人的応援調整担当（３名）の６名とする。

　　　（３）大阪府災害対策本部長又は大阪府災害警戒本部長（以下、本部長という）は必要に応じ、班員職員の員数を増員できるものとする。

**２　役割**

　　受援・応援班の役割は次のとおりとする。

　　　（１）他の自治体に対する職員応援の要請

　　　（２）他の自治体からの職員応援申し出の取りまとめ

　　　（３）他の自治体等に対する物的応援の要請

　　　（４）他の自治体等からの物的応援の取りまとめ

　　　（５）府内被災市町村のニーズ把握

　　　（６）受援応援管理帳票の作成による人的・物的資源の管理

　　　（７）必要に応じ、庁内関係部局、応援側リエゾン、大阪府災害対策本部事務局各班などとの調整

**Ⅳ　大阪府に対する人的受援**

関西広域連合・国等

受援・応援班

府内各部局

・部局内調整

④要請

⑦通知・応援

②通知

①要請

⑤応援計画通知

大阪府 庁内調整

（動員班）

個別申し出

⑥結果通知

③庁内で不足する場合に要請を依頼

　**１　基本方針**

応援依頼（検討）の優先順位は、①庁内、②関西広域連合、③国、④個別の申し出とする。

　　（１）本部長（情報班）は、速やかに関西広域連合に対し、被災状況等を連絡（様式１）する。

　　（２）本府各所属において応援が必要な人員については、部局内調整を行ったうえで不足が生じる場合は、他部局に応援を求める。

　　　また人事課は、大規模災害時に応急災害対策業務が集中する危機管理室及び土木事務所等に、必要に応じ臨時的に職員配置できるよう、あらかじめ勤務経験者等を把握しておく。

　　（３）（２）の措置を講じても人員が不足する場合、動員班長は受援・応援班長に関西広域連合等による人的応援の要請を依頼する。

　　（４）本部長（受援・応援班）は、関西広域連合に要請をおこなっても必要な要員が確保できない場合は、国等に対して人的応援のあっせん要請を行う。

（５）本部長（動員班）は、国、関西広域連合及び関係団体等から個別に人的支援の申し入れがあった場合は、その必要性を検討し、受け入れの可否等について検討する。

　　（６）受援・応援班は受援応援管理帳票（様式３）を作成し、受援の状況を管理する。

　　（７）他自治体からの応援職員には、自己完結型で活動するよう要請する。

　**２　想定される受援業務**

|  |  |
| --- | --- |
| 時　　期 | 想定される受援業務例（大阪府） |
| 初動期（発災から概ね3日間） | ○広域的支援部隊受入計画による○初動期の応急対策（リエゾンの受け入れ） |
| 応急期・復旧期初期 | ○医師、保健師等による避難所等における公衆衛生活動○食料等の搬送、受け入れ○被災建築物応急危険度判定○応急仮設住宅整備○災害公営住宅整備○公共土木施設被害点検○公共建築物被害点検○水道応急復旧○下水道応急復旧○原子力防災（身体スクリーニングに関するもの等）○土砂災害危険個所の緊急点検 |

**３　大阪府災害対策本部事務局用務への応援要請**

（１）災害の規模により事務局員、災害時先遣隊等に不足が生じた場合、統括は危機管理室内で状況に応じ職員配置の見直しを行い、それでもなお不足を補えない場合は、危機管理監は、青少年・地域安全室長に要員応援を指示するとともに、総務・広報班長は動員班長に要員応援を求める。

（２）総務・広報班長は、（１）の措置を講じても人員が不足する場合は、受援・応援班長を通じて、関西広域連合に対し、リエゾンに加えて応援を要請する。

**４　関西広域連合への応援要請**

関西広域連合等からの広域応援体制

1. 緊急派遣チームの派遣、被害状況等の情報収集

**大**

**阪**

**府**

関 西 広 域 連 合

③応援計画作成・決定

カウンターパートの割り当て

②応援要請

必要に応じて

設置

京都府

和歌山県 滋賀県

徳島県

鳥取県

京都市

神戸市

福井県

三重県

奈良県

構成府県市

連携県

災害

対策

(支援)本部

④応援

⑥応援

全国都道府県

（関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定、関西広域連合と9都県市との災害時の相互応援関する協定全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等）

⑤応援要請

（１）動員班長は、様式２－２をもって受援・応援班長に対し、関西広域連合へ応援要請するよう依頼する。

　　（２）本部長（受援・応援班）は、様式２－１、２－２をもって関西広域連合に対し応援を要請する。また、必要に応じ関西広域連合緊急派遣チームと連携するものとする。

　　（３）受援・応援班長は、関西広域連合からの応援計画を動員班長に通知する。

　**５　国への要請**

　　（１）本部長（受援・応援班）は、関西広域連合に要請を行っても必要な要員が確保できない場合において、国に人的応援のあっせん要請を行う。

　　（２）（１）の要請は、以下の項目を示したうえ文書で行う。

　　　　①活動内容、②職種、③人員数、④期間、⑤場所、⑥交通手段、⑦その他職員の派遣について必要な事項

　　（３）受援・応援班長は、国からの応援計画を動員班長に通知する。

　**６　個別申し出による応援職員の受け入れ**

　　（１）要請に基づかない人的応援の申し出は、受援・応援班が受け付ける。

　　（２）人的応援の申し出は、概ね１週間以上の期間にわたるものを優先する。（応急期以降）

　　（３）受援・応援班長は、（１）の申し出を受けた場合は、動員班長に通知する。

　　（４）動員班長は、当該申し出業務を所管する部局に対して受け入れの検討を行うよう通知する。

　　（５）（４）の通知を受けた部局は、速やかに内容を検討し、受け入れの可否等について動員班長に報告する。

　　（６）動員班長は、（５）の調整結果を、受援・応援班長に通知する。

　　（７）本部長（受援・応援班）は、申し出団体に結果を報告する。

　**７　応援職員の受入れスペースの確保等**

　　（１）対策班長は、関西広域連合、国及び関係機関等からの応援職員の受入れのため、新別館４階多目的スペースに受入スペースを確保する。

（２）府災害対策業務に係る人的応援の必要がある場合は、府災害対策本部事務局に受け入れるものとする。

　　　　　なお、この場合、府災害対策事務局内に活動場所を確保する。

**８　職員を派遣する応援都道府県等への要請事項**

　　　本部長（受援・応援班）は、職員を派遣する都道府県等に対し、次に掲げる事項を配慮するよう要請する。

　　　（１）都道府県等応援職員は、被災地の負担とならないよう、活動に際しては自己完結するよう努めること。

　　　（２）都道府県等応援職員は、都道府県等名を表示した腕章を着用するなど。身分を明らかにして活動すること。

　　　（３）都道府県等応援職員は、災害の状況、活動期間等に応じて、食料、事務用品等を携行するように努めること。

　　　（４）都道府県等応援職員は、あらかじめ必要な宿泊場所を確保すること。この際、受援・応援班長は、庁内関係課と連携して、都道府県等応援職員の宿泊場所及び駐車場のあっせんに努めるとともに、被害状況など活動に必要な情報を提供する。

**Ⅴ　府内市町村への人的応援**

府内市町村

②要請

大　阪　府

（受援・応援班）

被　災　市　町　村

関西広域連合・国等

③応援結果通知

⑤応援要請

⑥応援計画通知

①要請

②依頼

大阪府 庁内調整

（動員班）

④通知・

⑦応援

③応援結果通知

　**１　基本方針**

応援依頼（検討）の優先順位は、①府内市町村及び庁内、②関西広域連合、③国、④個別の申し出とする。

　　（１）被災市町村長は、市町村単独では十分に被災者に対する対策等が実施できず、自ら市町村間の災害相互応援協定等を活用しても要員の確保ができない場合の人的応援の要請は、本部長（受援・応援班）に対して行う。

　　（２）本部長（受援・応援班）は、一定期間毎に被災市町村からの要請を取りまとめ、府内の被災していない市町村長に対して応援の要請を行う。

　　（３）受援・応援班長は、（２）と同時に府職員の派遣についても、動員班長に対して調整を求める。

　　（４）（２）（３）の措置を講じても人員が不足する場合、本部長（受援・応援班）は、速やかに関西広域連合に対し、様式２－１、２－２をもって、応援を要請する。

　　（５）本部長（受援・応援班）は、関西広域連合に要請をおこなっても必要な要員が確保できない場合は、国に対して人的応援のあっせん要請を行う。

（６）本部長（受援・応援班）は、国、関西広域連合及び関係団体等から個別に人的支援の申し入れがあった場合は、その必要性を検討し、受け入れの可否等について検討する。

　　（７）受援・応援班は受援応援管理帳票（様式3）を作成し、応援の状況を管理する。

　　（８）応援職員は、自己完結型で活動するよう要請する

**２　想定される受援業務**

|  |  |
| --- | --- |
| 時　　期 | 想定される受援業務例【府内市町村】 |
| 初動期（発災から概ね3日間） | ○災害対策本部運営○避難所運営 |
| 応急期・復旧期初期 | ○災害対策本部運営○避難所運営○医師、保健師等による避難所等における公衆衛生活動○食料等の搬送、受け入れ○被災建築物応急危険度判定○応急仮設住宅整備○災害公営住宅整備○公共土木施設被害点検○公共建築物被害点検○応急給水○水道の応急復旧○下水道の応急復旧○家屋被害調査○罹災証明発行○土砂災害危険個所の緊急点検○災害廃棄物の処理 |

**３　被災した市町村から大阪府への応援要請**

　　（１）市町村長は、様式２－２をもって本部長（受援・応援班）に応援を要請する。

　　　　　ただし、市町村の機能が著しく低下している場合は、本部長（統括）が災害時先遣隊を派遣し、市町村のニーズを把握したうえで調整する。

　　（２）本部長（受援・応援班）は、被災していない府内市町村長に対して応援の要請を行う。

　　（３）受援・応援班長は、動員班長に対しても府職員の派遣調整を依頼する。

　　（４）本部長（受援・応援班長）は、（２）（３）の措置を講じても人員が不足する場合は、関西広域連合に応援を依頼する。

　　（５）本部長（受援・応援班）は、派遣の可否を様式２－２で市町村長に通知する。

**４　関西広域連合への応援要請**

　　（１）本部長（受援・応援班）は、様式２－１、２－２をもって関西広域連合に対し応援を要請する。

　　（２）本部長（受援・応援班）は、関西広域連合からの応援計画を市町村長に通知する。

**５　国への応援要請**

　　（１）本部長（受援・応援班）は、関西広域連合に要請を行っても必要な要員が確保できない場合において、国に人的応援のあっせん要請を行う。

　　（２）（１）の要請は、以下の項目を示したうえ文書で行う。

　　　　①活動内容、②職種、③人員数、④期間、⑤場所、⑥交通手段、⑦その他職員の派遣について必要な事項

　　（３）本部長（受援・応援班）は、国からの応援計画を様式２－２で市町村長に通知する。

　**６　個別申し出による応援職員の受け入れ**

　　（１）要請に基づかない人的応援の申し出は、本部長（受援・応援班）が受け付ける。

　　（２）（１）の申し出は、概ね１週間以上の期間にわたるものを優先する。（応急期以降）

　　（３）本部長（受援・応援班）は、（１）の申し出を受けた場合は、被災市町村長に通知する。

　　（４）市町村長は、速やかに内容を検討し、受け入れの可否等について、本部長（受援・応援班）に通知する。

　　（５）本部長（受援・応援班）は、申し出団体に結果を報告する。

　**７　職員を派遣する応援都道府県等への要請事項**

　　　本部長（受援・応援班）は、Ⅳ－８に掲げる事項を配慮するよう要請する。

**Ⅵ　物的支援**

**物的支援の全体の流れ**

**【第4フェーズ～】**

**【第2フェーズ】**

**【第3フェーズ】**

**【第１フェーズ】**

**市町村備蓄物資搬出**

　　・市町村避難所への配送

**大阪府備蓄物資搬出**

　　　　　　　　　　・府広域防災拠点の運用準備

　（職員参集・責任者派遣等）

　　　　　　　　　　・府広域防災拠点からの物資搬出

　　　　　　　　　　　（大規模災害時における

救援物資配送マニュアル）

**大阪府流通備蓄物資搬出**

・協定先への依頼（供給調整）

　　　　　　　　　　　　・配送手段確保（大阪府ﾄﾗｯｸ協会への要請）

**国プッシュ型支援**

・受入先、受入日時等調整、決定

・荷捌き、市町村への配送手段確保

**協定先物資支援**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・ニーズ把握

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・協定先への要請

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・配送先、配送手段の調整、決定

**関西広域連合支援**

・ニーズ把握

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・関西広域連合への要請

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・配送先、配送手段の

調整、決定

**国プル型支援**

・ニーズ把握

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・国への要請

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・配送先、配送手段の調整、決定

**【第4フェーズ～】**

**【第3フェーズ】**

**【第2フェーズ】**

**【第１フェーズ】**

**１　基本方針**

　（１）市町村は、市町村が備蓄している物資を住民に提供する。[第１段階]

　（２）府は、物資が不足している市町村に備蓄物資を提供する。[第２段階]

　（３）市町村からの物資応援要請は、様式２－３により本部長（受援・応援班）が受け付け配送予定日時等を連絡する。

　（４）国、他の自治体等からの物資支援については、受援・応援班が受け付けるものとし、対策班が受け入れ・搬出管理を行うものとする。

　（５）国、他の自治体等からの物資支援の受け入れ場所は、大阪府広域防災拠点を基本とするが、災害の状況などにより受け入れ困難となる場合に備え、物流事業者等との協定に基づき受入場所の確保を依頼しておく。

　　　　　また、状況に応じて、配送の迅速化を図るため、関西広域連合等に防災拠点を経由せずに、被災市町村の指定場所に搬送を依頼するものとする。

（６）受援・応援班は、受援応援管理帳票（様式３）を作成し、物資の状況を管理する。

**２　大阪府による提供**

＜府による提供＞

協定締結先等

関西広域連合等

要請

輸送

被災市町村

災害対策本部

（対策班）

流通備蓄等

・府民文化部

・健康医療部

・商工労働部

・環境農林水産部

供給

調整

大阪府

市町村は被災者に給与

被災市町村の指定場所

市町村が

避難所等へ輸送

依頼

輸送手段の確保

大阪府広域防災拠点等

要請

・飲料水

・食料

・生活必需品など

要請

輸送

協定締結先等

（１）府は、各広域防災拠点の備蓄物資及び協定に基づき確保している流通備蓄物資を提供する。

　　（２）大阪府広域防災拠点から市町村物資集積場所までの物資配送ルート、物資量等については、大阪府域救援物資対策協議会で取りまとめた「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」により対策班が実施する。

　　（３）対策班長は、物資の搬出入に必要な人員を確保するため、動員班長に下記により応援を要請する。

（1日９時間作業を2時間業務・1時間休憩のローテンション勤務）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 体制 | １Ｈ | ２Ｈ | ３Ｈ | ４Ｈ | ５Ｈ | ～ | ９Ｈ |
| Ａ班 |  |  | 休憩 |  |  | ～ |  |
| Ｂ班 |  | 休憩 |  |  | 休憩 | ～ |  |
| Ｃ班 |  |  |  | 休憩 |  | ～ |  |

　　　　・北部広域防災拠点：18名×３チーム×３ローテーション

　　　　・中部広域防災拠点：49名×３チーム×４ローテーション

　　　　・南部広域防災拠点：18名×３チーム×４ローテーション

　**２　国によるプッシュ型支援**

＜国プッシュ型支援＞

被災市町村の指定場所

輸送

連絡調整

大阪府

国

大阪府広域防災拠点等

【受援・応援班】

　・品目・到着日時把握、配送場所指定等

連携

輸送

【対策班】

　・配送手配要請（大阪府ﾄﾗｯｸ協会）

・倉庫確保、荷捌き要請（大阪府倉庫協会）

（１）府は、備蓄品目及び数量をホームページ等で公表しておく。

（２）受援・応援班長は、国からの物資配送についての照会に対応し、品目・到着予定日時等を把握する。

　　（３）本部長（対策班）は、広域防災拠点で受け入れができない場合に備えて、物流事業者等に対して、倉庫の確保・荷捌き要請を行う。

　　（４）本部長（対策班）は、大阪府トラック協会等に対して配送手配の要請を行う。

　　（５）対策班長は、「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」に基づき市町村物資集積場所までのルートを決定する。

　**３　防災協定による調達**

　　（１）本部長（対策班）は、備蓄物資を提供してもなお物資が不足する場合は、防災協定締結者に対して物資の提供を要請する。

　　（２）協定締結者に対して輸送も含めた対応を要請する。

　　（３）協定締結者が輸送手段を確保できない場合において大阪府トラック協会等に配送手配の要請を行う。

　**４　関西広域連合からの調達**

　　（１）対策班長は、Ⅵ－２、Ⅵ－３の措置を講じても物資が不足する場合は、受援・応援班長を通じて様式２－３をもって関西広域連合に調達を要請する。

　　（２）対策班長は、関西広域連合による物資の調達・配送方法の決定を踏まえ、「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」に基づき、市町村物資拠点への配分及び配送計画を決定する。

　**５　国からの調達（プル型支援）**

　　（１）対策班長は、Ⅵ－４の措置を講じても物資が不足する場合は、受援・応援班長を通じて国に対して物資の調達を要請する。

　　（２）対策班長は、国による物資の調達・配送方法の決定を踏まえ、「大規模災害時における救援物資配送マニュアル」に基づき、市町村物資拠点への配分及び配送計画を決定する。

**Ⅶ　災害ボランティアの受け入れ**

　**１　基本方針**

　　　災害ボランティアの受入れ支援については、「大阪府災害時におけるボランティア活動支援制度」に基づき実施する。

全国社会福祉協議会

近畿ブロック府県社会福祉協議会

広域的災害ＮＰＯ法人

大　阪　府

災害対策本部

（対策班）

ボランティア（府内・府外）

事　前　登　録　団　体

発災後に登録する個人・団体

広域連携

大阪府災害ボランティアセンター

運営：大阪府社会福祉協議会

連携

連携

府内市町村社会福祉協議会

連携

支援

連携

支援

災害ボランティアセンター（現地）

運営：被災市町村社会福祉協議会

被災市町村

災害対策本部

連携

派遣（支援）

被災地区

　**２　ボランティアの活動内容**

　　（１）被災者に対する給食・給水支援

　　（２）救助物資の仕分け・配付

　　（３）高齢者・障がい者などの要配慮者への援助

　　（４）外国人に対する支援

　　（５）その他被災者に対する支援活動

　**３　登録及び情報提供等**

　　　本部長（対策班）は、災害が発生しボランティアによる活動について、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「府社会福祉協議会」という。）が開設する、大阪府災害ボランティアセンターと連携する。

　　　また、府社会福祉協議会は、被災市町村ボランティアセンター、府内市町村社会福祉協議会、広域的な活動を行う団体との連携体制を整える。

　　　・提供するボランティア情報の内容は以下のとおり

　　　　　①ボランティアを必要としている市町村名及び連絡先、②活動場所、

③活動内容、④その他の情報

　**４　ボランティアへの支援**

　　　　府は、登録ボランティアのボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとし、その保険料を負担する。

**Ⅷ　災害等従事車両の取り扱い**

　（１）知事（対策班）は、高速道路等の道路管理者に対して災害従事車両の無料通行を要請する。

　（２）（１）の承認が得られ次第、災害従事車両の取り扱いについて関係機関に依頼する。

**Ⅸ　様　式**

　様式１　　　（災害等の名称）における関西府県・政令市の体制及び被害状況

　様式２－１　応援要請書

　様式２－２　応援要請（計画）内訳書１（職員の派遣）

　様式２－３　応援要請（計画）内訳書２（物資・資機材の提供）

　様式３　　　受援応援管理帳票

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フェーズ | 受援・応援に係る＜各フェーズにおける主な業務項目・活動内容・担当窓口一覧＞主な業務項目 | 活動内容 | 担当窓口 | 参照 |
| 第１（～3時間）～第２（24時間） | ○自衛隊、緊急消防援助隊等、防災関係機関への派遣要請 | 【消防】・代表消防本部（大消）等と連絡調整実施（府内消防相互応援）・消防庁長官に緊急消防援助派遣を要請【自衛隊】・市町村長からの要求内容にもとづく要請可否の検討及び要請・陸上自衛隊第三師団長へ要請（口頭、事後速やかに文書要請）・後方支援活動拠点の被災状況確　　認 | 対策班 | 広域的支援部隊受入計画 |
| ○関西広域連合への報告・応援要請 | ・関西広域連合への体制及び被害状況報告・関西広域連合緊急派遣チームの派遣受入れ、チームとの調整・受入れ体制の確保　業務スペース、駐車場等の確保 | 情　報　班受援応援班 | 応急要領 |
| ○広域防災拠点の運用準備 | ・被災状況の確認・動員班への人員応援要請・現地責任者の派遣・輸送手段の確保（ﾄﾗｯｸ協会） | 対策班 | 応急要領 |
| ○緊急通行車両証の発行手続き |  | 対策班 | 応急要領 |
| ○協定企業等の被災状況確認 | ・関係各部（危機管理室・府民文化部・商工労働部・環境農林水産部・健康医療部）から確認 | 対策班関係各部 | 応急要領 |
| ○市町村への職員派遣 | ・市町村庁舎等の被災状況確認・災害時先遣隊の派遣 | 対策班統　　　括 | 応急要領 |
| ○各広域部隊（消防・警察・自衛隊）の受入れ | ・部隊の受入場所選定、受入、誘導（現地責任者の派遣）　公園所管土木事務所との連携・各部隊リエゾンの災対本部への受入れ・活動スペースの確保・広域防災連絡会議の開催 | 対策班 | 広域的支援部隊受入計画 |
| 第３（72時間まで） | ○広域防災拠点から市町村への物資提供 | ・現地責任者の派遣・必要に応じ応援職員の依頼・受入れ | 対策班 |  |
| ○国等からの支援物資受け入れ調整 | ・品目、到着予定の確認・輸送手段の確保（ﾄﾗｯｸ協会）・受入れ場所、人足の確保（倉庫協会）・配送ルート検討 | 受援応援班対　策　班 | 応急要領 |
| ○協定企業への支援要　　　　　　　　請 | ・関係部局（府民文化部、健康医療部、商工労働部、環境農林水産部）への確保調整及び配送手段確認等 | 対策班府民文化部健康医療部商工労働部環境農林水産部 | 応急要領 |
| ○庁内応受援に関する調整開始○全国都道府県への応援要請○内閣総理大臣に対する応援要求○指定行政機関等の長等に対する応援要求 | ・応援ニーズをとりまとめ、関西広域連合への応援要請・上記で十分でない場合、国（内閣府）への応援要求・必要に応じ、指定行政機関等の長等に応急対策の実施を要請、また応援を要求 | 動員班受援応援班 | 応急要領 |
| 第４（1週間まで）～第６（1か月まで） | ○国等からのプッシュ型の物資支援の受入れ、市町村への配送 | ・受入日時、場所の決定、市町村への配送ルートの検討、決定・応援職員の要請・協定先（トラック協会、倉庫協会）への応援要請 | 対策班受援応援班 |  |
| ○市町村からの応援要請調整・応援職員の受入れ・他府県からの応援職員の市町村派遣調整 | ・市町村の応援要請の集約・庁内で確保できない場合は、関西広域連合等に依頼・受援応援の状況管理、調整・受入れスペースの確保・必要に応じ調整会議の実施 | 動員班受援応援班 | 応急要領 |
| ○協定企業への支援要請 | ・ニーズの把握・配送手段、配送ルートの確認 | 対策班 | 応急要領 |
| ○災害ボランティアの受け入れ | ・大阪府社会福祉協議会と連携し災害時ボランティアセンターを開設（新別館北館４階）・ボランティア登録の受付、保険加入手続き・必要な情報の提供 | 対策班大阪府社会福祉協議会情　報　班 | 応急要領 |
| ○災害従事車両の取り扱い開始 | ・都道府県への取扱開始通知 | 対策班 | 応急要領 |